

CMAAO Resolution on Ensuring Food Safety

食の安全の確保に関するCMAAO決議

2015年9月、CMAAOミャンマー総会において採択

産業発展を特徴とする現代社会において、食の安全の問題は、微生物疾患（食中毒）という従来の脅威に加えて、重金属や内分泌攪乱物質といった有害な化学物質による汚染などの深刻で新たな脅威に直面している。

さらには、社会の変化とともに加工食品や嗜好食品の消費が増大するにつれ、保存や味を高めるための様々な食品添加物の使用が過熱した論争の種となっている。

食の安全は、食物連鎖全般に影響を及ぼし、さらに気候変動が食の安全の確保に由々しき脅威を及ぼすことから、環境問題は食の安全の議論において考慮すべき重要な分野である。

一方で、それらの脅威の前に取り組まなければならない至上命題は、安全な水の確保である。安全な水が供給されない社会では、国民は劣悪な公衆衛生の下で不健康な生活を送ることを余儀なくされる。

さらには、食の安全に関して大衆の意識がより強まったことで、食品の消費に関して大衆に不安と不信の増大が生じてきている。医師と医療分野は、安全な食の摂取の基準に関する正確かつ客観的な情報提供において重要な立場にある。

食の安全と健康に関する医学界の役割と責任に関する研究に基づき、CMAAOはここに以下の原則を採択し、すべての医師、各国医師会、および各国政府に対しこれらの原則の実践を検討するよう勧告する。

医師および医療従事者への勧告

1. 患者の治療中に食品衛生またはその他食品安全事故に起因する微生物疾患を認めた場合には、統計データ作成、対応策の考案、そして関連情報の共有のため、医師および医療専門家はこれを保健当局に通知するものとする。
2. 医師は、食の安全に関する医師としての役割を認識し、食の安全に関連した事故防止と関連疾患の治療について継続的に関心を持ち、専門的知識の習得に努めるものとする。

各国政府への勧告

1. 各国政府は、食品の不衛生や汚染防止のため食品加工と流通プロセスにおける統合型管理システムを作り出し、食品衛生問題に起因する疾病の通知・検査・検証・モニタリングに関して関連システムを改善し関連する法律や規制を制定することで食の安全を確保する基礎を作り出すものとする。
2. 食品添加物は、公衆衛生および食の安全の確保に持続的な脅威をもたらすので、政府は食品添加物を防止するための強力な規制システムを確立するものとする。
3. 各国政府は、食品の取扱いから消費に至るまでの様々なガイドラインを展開するため、学術知識に基づく専門家グループと協力するものとし、これを国民および関係者に通知するものとする。
4. 各国政府はまた、遺伝子組み換え植物の安全性、健康補助食品など、食品の安全を確保するための政策において、動物への抗菌剤の個別使用に起因する抗菌薬耐性の問題も考慮すべきである。
5. 各国政府は、微生物疾患、化学物質、および食品添加物の安全性に関する研究を奨励するとともに、事例を集め、様々な統計を収集作成し、関連する学術知識を利用することで、食の安全を保証することができる政策を展開するものとする。
6. 食品は貿易を通じて活発に国境を超えて移動するため、政府間協力、さらには世界的協力が安全管理には不可欠である。したがって、各国政府は、食の安全に関する情報を絶えず共有し食に起因する害の一切を防止するための協力体制を構築するものとする。
7. 食の安全を確保するためには食品製造から消費までのプロセス全体を統合的かつ系統的な方法で管理する必要があるため、各国政府は、政府、産業界、医学界、および学界の間で密接な協力体制が構築できるよう支援するものとする。

各国医師会への勧告

1. 各国医師会は、医師が食の安全に関して専門的知識を習得できるよう、かつ、食の安全管理に関しての医師と医学界の役割をより良く理解できるよう、医師の研修プログラムを作成運営するものとする。
2. 各国医師会は、環境衛生、食品の安全と健康について国民の認識を高めるための一般向けキャンペーンを実施するものとする。幼児を対象とした教育プログラムの開発は、国民が早い時期から環境と食の安全に対する意識を育む上で重要である。

3. 各国医師会は、その有害性について適切に管理される必要がある食品添加物などの物質の分類に関する学術研究や、そうした物質の人間における許容可能基準に関する学術研究を奨励するものとする。また、各国医師会は、そうしたテーマに関する客観的で正確な情報を、消費者が容易に理解できる形で提供するものとする。
4. 各国医師会は、現状の把握とデータの集積のため、微生物疾患のみならず化学物質による慢性的健康被害に関する継続的研究を実施することで、汚染物質への曝露と健康に関する学術的基礎を発展させるものとする。
5. 微生物疾患、化学物質、および食品添加物に関する研究と統計を集積することにより、各国医師会は、食の管理に関する政府方針の展開について専門家グループとして積極的に助言するものとする。
6. 各国医師会は、各国獣医師会や農業専門家等、他の専門職団体と連携すべきである。